

子育てクローズ・アップ! その1 『放課後子どもプラン』ってナニ?



放課後子どもプラン

放課後子どもプランは「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」で構成されています。放課後子ども教室は「学びの場」であり、放課後児童クラブは「生活の場」として位置づけられています。

①放課後子ども教室とは…

子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することで、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。詳しい内容については、生涯学習課へお問い合わせください。生涯学習課 ☎(59) 3106

②放課後児童クラブとは…

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。「第二の家庭」といえば想像しやすいでしょうか。

対象児童は?

保護者が労働などにより、昼間家庭にいない小学校1〜3年に就学している児童(特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童も加えることができる)です。

なぜ10歳未満なのか?

子どもは10歳前後までに「大人のいない場面でも自分の身の回りのことができるようになる」、

放課後子どもプランの実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの取組の充実



開設日数は? 時間は?

放課後児童の就学日数、地域の実情などを考慮し、年間250日以上開所することとされており、時間は1日平均3時間以上となっています。

長期休暇期間中は、原則1日8時間以上ですが、子どもの活動状況や保護者の就労状況などにより、クラブごと日数・時間が異なります。

場所は?

小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、

クラブの定員は?

子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から1クラブあたりの定員が定められます。なお、1人あたりの生活スペースの基準があるため、定員分の広さを確保した施設が必要となります。

その他

子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるように、小学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備し、事業を行う他の者との相互連携、児童及びその家庭からの相談など、地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければなりません。

児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティアなどの協力を得て、本事業の支援にあたるものとされています。

本庁健康増進課社会福祉係



「自分の遊びや生活を含めて自己管理ができるようになる」、大人の保護下での遊び・活動よりも子ども同士の場面での遊び・活動を求めるようになる」など、遊び・生活面での自立が進むといわれています。そのため、まだ未熟である年齢として10歳未満と規定されているのです。

運営は?

遊びを主として児童の健全育成を図る者(放課後児童指導員)を配置します。放課後児童指導員の選任にあたっては、保育士

資格または教諭資格などを有する者が望ましいとされています。運営にあたっては、まず保護者の協力が必要です。また、クラブが円滑に運営できるように、運営委員会を設置しなければなりません。委員会は、地区の代表や民生委員・児童委員、学校関係者などで組織されます。そして、利用者負担として会費などがあります。会費は開設日数や事業内容により決定されます。(他市町のクラブ状況では、月額会費が多いようです。おやつ代を別途徴収しているクラブもあります)